



司法書士 かごしま

会報 No.106

「のぞいてみて下さい」

サイトマップ | 個人情報保護方針



背景色の色 白 黒 青 黄

A 文字サイズ変更 小 中 大

会員専用

トップページ 司法書士の業務 司法書士検索 相談会のご案内 法律教室 鹿児島県司法書士会について

サイト内検索

相続手続が変わります。

平成29年5月29日より
「法定相続情報証明制度」が始まりました。

詳しくはコチラ >

相談会のご案内 >

司法書士検索 >

法律教室 >

異議せずに話し合いで解決
鹿児島県司法書士会調停センター

新着情報

全ての一覧を見る >

[2018/01/29] 相談会のご案内 【南大隅相談センター】2月の相談日をお知らせします。

[2018/01/26] 相談会のご案内 【薩摩川内市】2月8日(木)、23日(金)に相談会を開催します。

[2018/01/25] 相談会のご案内 【鹿児島市役所・支所】2月の登記相談日をお知らせします。

[2018/01/23] 相談会のご案内 【阿久根市】2月21日(水)に相談会を開催します。

[2018/01/23] 相談会のご案内 【出水市】2月15日(木)に相談会を開催します。

司法書士の業務 こんな時、司法書士にご相談ください ◎



家・土地について >

遺言・相続について >

成年後見制度について >

借金問題について >

会社について >

裁判について >

その他業務について >

日本司法書士会連合会
Japan Federation of Shiseishi Lawyer's Associations

日本司法支援センター
ナレッジテラス

かみどりサポート
競争紛争解決サービス

公益社団法人 成年後見センター
リーガルサポート

鹿児島県司法書士会

〒890-0064 鹿児島市鴨池新町1番3号 司調セントラビル3階
(日本赤十字社と鹿児島地方法務局の間)

TEL : 099-256-0335 FAX : 099-250-0463

司法書士の業務

司法書士検索

相談会のご案内

鹿児島県司法書士会について

司法書士倫理

民事法律扶助制度

リンク集

司法書士に対する苦情について

KAGOSHIMA No. 106

新年のご挨拶	鹿児島県司法書士会会长	上前田 和英	1
新年のご挨拶	鹿児島地方法務局長	新井 浩司	3
新年のご挨拶	鹿児島地方・家庭裁判所長	松井 英隆	5
新年のご挨拶	日本司法支援センター(法テラス)鹿児島地方事務所所長	鳥丸 真人	7
新年のご挨拶	鹿児島地方検察庁検事正	村瀬 正明	9
新年のご挨拶	鹿児島県土地家屋調査士会会长	宮脇 謙舟	11

関係団体 新年のご挨拶

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート鹿児島支部支部長	内田 大介	13
一般社団法人鹿児島県公共嘱託登記司法書士協会理事長	安田 雅朗	14
鹿児島県司法書士政治連盟会長	喜山 修三	16
鹿児島県青年司法書士会会长	岩崎 憲司	17

「年男・年女」アンケート

佐藤 通弘	鹿児島支部	19
中島 治彦	鹿屋支部	20
遠矢 隆一	鹿屋支部	21
乾 悟	大島支部	21
本 健二	鹿児島支部	23
牧口 飛鳥	南薩支部	23
中薗 博史	鹿児島支部	24

特別寄稿

鹿児島県青年司法書士会による更生保護施設草牟田寮法律教室及び法律相談事業

西迫 正裕 26

実は、私○○してました ~私の前職~

霧島支部	野間 修二	28
鹿児島支部	鎌田 寛子	29
霧島支部	川畑 俊達	31

新入会員紹介

東郷 英亮	出水支部	33
寺園 渉	南薩支部	33
尾辻 昭博	南薩支部	33
駒走 夏子	鹿児島支部	34
吉田 哲久	大島支部	35
山中 正夫	大島支部	35
石橋 孝之	鹿児島支部	35



新年のごあいさつ

鹿児島県司法書士会

会長 上前田 和英

謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

会員の皆様におかれましては、お健やかに新たな年をお迎えられたことを、心からお慶び申し上げます。

昨年10月に実施された衆議院議員総選挙の結果、連立与党の圧勝により、再度安倍内閣が発足され、今後も経済政策を引き続き推し進めて行くとの方向性が示されました。

その中で、経済の再生・地方の創生・医療や介護等の社会保障の充実等が掲げられておりますものの、まだまだ地方都市部においては、景気回復・経済の活性化等を実感できずにいる状況であると思われます。

本年は、冬季オリンピックが隣国である韓国のピョンチャンで開催されますが、是非日本選手に活躍していただき、日本国民に感動を与え、良い結果をもたらして、2020年開催予定である夏季東京オリンピックに繋げていくことを期待しております。

さて、昨年の5月に3期目となる会長に就任して以来早7ヶ月が経過しましたが、新たに4名の役員が就任した新執行部での事業につきましては、委員会等の編成に時間を要してしまい、事業計画における執行がやや遅れることとなり、残された3ヶ月で対応していくこととなりますので、ご協力ご理解の程よろしくお願ひいたします。

新執行部内においては、各自が自覚と責任を持って事業執行にあたっていく環境作りの一環として、あらゆる情報の共有を図り、その結果として、会員各位にも司法書士制度の充実発展のために実践していただける土台作りをしていかなければならぬと感じております。

その中で、司法書士法改正についてですが、昨年6月の連合会総会において会長が変わり新執行部が組織されることにより、停滞していた感があった活動にも、ようやく具体的な動きが出てきて、次の4つの改正項目を会員に対して提示しております。

1. 現行の目的規定を廃止して「使命規定」を新設すること。
2. 懲戒処分権者を法務大臣にすること。

3. 全ての懲戒処分に関し、法上、聴聞・弁明の機会を付与する等適性手続の保障に関する規定を整備すること。
4. 懲戒処分に関する事由があったときから一定期間経過した場合は、懲戒手続を開始することができない旨の除斥期間を置くこと。

今後も、司法書士法改正については、会長会・部会等での情報を入手出来したい、皆様方にお知らせして行きたいと考えます。

また、昨年の定時総会は、鹿児島会として初めて代議員制総会から全員参加制による総会へ移行した初めての総会でしたが、130名余りの会員の参加をいただき、活発な議論等が出来たものと思われます。本年も多くの方々が出席し、さまざまなご意見ご要望等を執行部に対して伝えていただくよう執行部一同努力してまいりますので、是非とも5月19日に開催されます平成30年度定時総会へ出席くださるようお願い申し上げます。

最後に、会員皆様のご健勝、ご活躍並びに関連団体、関係機関の今後益々のご発展を心より祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。





新年のごあいさつ

鹿児島地方法務局長 新井 浩司

新年、明けましておめでとうございます。

鹿児島県司法書士会の会員の皆様には、御家族と共に、お健やかに新年を迎えたことと、心からお慶び申し上げます。

旧年中は、貴会及び会員の皆様から、登記・供託制度の充実・発展と法務局の業務の適正かつ円滑な遂行について、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成29年を振り返りますと、相続登記促進の方策として、5月29日から「法定相続情報証明制度」の運用が開始されたことが法務局にとっての大きなトピックでありました。御承知のとおり、この制度は、法定相続人は誰かを登記官が証明するものであり、登記のみならず、預貯金の払戻しや行政機関への届出などの各種相続手続に広く活用してもらうとともに、この制度の利用者に対して相続登記の申請を直接促すことにより相続登記が促進されることを期待するものです。

当局全体では、制度開始から平成29年11月末までに382件の申出があり、1619通の一覧図の写しを交付しました。その利用目的の内訳は預貯金の払戻しが47%と最も多く、次いで不動産登記が41%，その他が12%となっています。制度開始から7か月余りたちますが、今後、国民の皆様に更に利用してもらうための広報等に積極的に取り組んでまいりますので、会員の皆様におかれても、多方面に周知してくださいますようお願いいたします。

相続登記の促進の関係では2月1日に、貴会、土地家屋調査士会及び当局が連携して相続登記の促進を図るための各種事業を実施するため、「『未来につなぐ相続登記』推進プロジェクト」を立ち上げ、7月に休日相談会を開催しました。当日は27件の相談のうち半数以上が相続登記に関するものであり、相続登記の促進に一定の効果があったものと考えております。今後も同プロジェクトにおいて実効性のある事業を展開していきたいと考えておりますので、御協力をお願いいたします。

ところで、法務省は、相続登記の促進のための登録免許税の特例について、昨年8月末以降財務省に対して要望をしてきたところであり、一方、税制改正に関しては、与党で検討され、昨年12月に閣議決定されました。また、昨年10月には、いわゆる所有者不明土地問題を契機として、人口減少社会を見据えた登記制度・土地所有権の在り方等に関する中長期的課題について、民事

基本法制における論点や考え方等の整理をするため、「登記制度・土地所有権の在り方等に関する研究会」を発足させました。今後も相続登記の促進、所有者不明土地等に関する様々な取組が行われることが予想されますが、これらの取組を着実に実施していくためには、貴会と当局の緊密な連携・協力が必要不可欠となりますので、引き続き、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、オンライン申請の利用促進については、各登記所の職員が皆様の事務所に伺ってオンライン申請の御利用をお願いしておりますが、当局の申請率はいまだ低調であり、全国的にみると、トップの局からは25ポイント以上も下回っている状況にあります。オンライン登記申請の利用促進の目的は、利用者の利便性の向上はもちろんのこと、平成31年度から段階的に登記所に導入される予定の新たな登記情報システムにおいてはオンライン申請を前提として大幅な事務の効率化が図られることとなっており、この効果を最大限にいかすことによってより一層の適正・迅速な事務処理を行うことがあります。今後も更なるオンライン申請率向上に向けて取り組んでまいりますので、会員の皆様におかれても一層の御理解と御協力をお願いいたします。

終わりに、会員の皆様には、登記・供託のみならず簡易裁判所における訴訟代理や成年後見等を含め、国民の身近な法律専門家としてなお一層御活躍されることを御期待申し上げるとともに、鹿児島県司法書士会のますますの御発展と会員及び御家族の御多幸を祈念いたしまして、新年の御挨拶とさせていただきます。

本年もどうぞよろしくお願ひいたします。





新年のご挨拶

鹿児島地方・家庭裁判所長 松井英隆

新年明けましておめでとうございます。鹿児島県司法書士会の皆様におかれましては、清々しい初春をお迎えのこととお慶び申し上げます。昨年も、裁判所の業務の運営につき格別のご理解とご協力をいただき、ありがとうございました。

さて、昨年の当地における事件動向をみますと、管内簡易裁判所における民事訴訟事件は、交通損害賠償事件は引き続き増加していますが、訴訟事件全体では、ほぼ横ばいという状況にあります。一方、民事調停事件については、全国的には減少が続いている中、当庁管内にあっては、やや増加に転じました。ご存知のとおり、調停手続には、次のようなメリットがあります。①法律だけにとらわれず、当事者の合意により実情にあった柔軟な解決が図れる。②手續が簡易で、秘密が守られる。③費用が、民事訴訟に比べて低廉である。④多くの事件が申立てから3か月以内に調停が成立するなどして終了するなど、手續に要する期間が短い。⑤調停が成立するか、調停に代わる決定について異議申立てがなく確定した事件の割合が、近年7割を超えている。⑥合意を記載した調停調書には、確定判決と同じ効力がある。このようにメリットの多い調停手続の利用が進んできていることは、大変有難いことであると思います。

また、施行後8年7か月が経過した裁判員裁判事件についてですが、鹿児島では、これまで130件以上の審理が行われています。これまでのところ、県民の皆様のご理解とご協力があつて概ね安定的に運営されているとの評価を得ているものと認識しています。

家事事件手続法が施行されて5年が経過しました。同法の施行は、家庭裁判所の紛争解決機能を強化するための重要な契機であり、家裁の主要な事件である家事調停の充実を図り、また、これと審判や人事訴訟との連携など、家裁全体として紛争解決機能の強化に取り組んできました。しかし、遺産分割事件や子の監護に関する事件などの複雑困難な類型の事件もさらに増加しているところであります、運営改善に取り組んでいけたらと考えています。さらに後見関係事件は、現在の成年後見制度が始まった平成12年4月以来増加を続けていますが、平成29年3月には、成年後見制度利用促進法に基づく成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定されました。制度の運用を担う家裁としても、法の理念に沿った利用しやすい制度の運用の実現に向け、政府等の取組を踏まえ、地方自治体や専門職団体等と適切に連携しつつ、取り組んで参りますが、特に市町村等が中核機関を設置し、機能させていく上では、裁判所内部での取組のみならず、利用者の身近なと

ところで福祉行政を担い又はこれを支援する地方自治体の関与が不可欠であり、また、身上監護や財産管理において専門的な知見を有する専門職団体との連携が重要です。

いずれにしましても、裁判所を取り巻く情勢が大きく変化する中、国民の権利を保護し、また、適正な法的紛争解決を通じて法の支配を実現・確保するという裁判所の不变の使命を果たしていくためには、司法書士をはじめとする専門職の皆様との連携を図りながら種々の取組を進めていく必要があります。鹿児島県司法書士会の皆様には、一層のご御支援・ご協力を賜りますようお願いします。

年頭に当たり、鹿児島県司法書士会の更なるご発展と、会員の皆様のますますのご健勝・ご多幸をお祈り申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。





新 年 の ご 挨 捭

日本司法支援センター（法テラス）

鹿児島地方事務所 所長 鳥 丸 真 人

明けましておめでとうございます。

鹿児島県司法書士会の皆様におかれましては、 穏やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

上前田会長をはじめ会員の皆様には、 書類作成援助、 法律相談援助、 審査等、 法テラスの業務にご協力いただき、 心より感謝申し上げます。児玉副所長には執行部の円滑な運営にご尽力いただいて、 鹿児島地方事務所も無事に業務を遂行しているところです。

総合法律支援法が一昨年に改正され、 認知機能が十分でない高齢者・障がい者、 DV・ストーカー・児童虐待の被害者に対し、 法律相談を実施する制度が本年1月24日に施行されることになりました。高齢者・障がい者に対する援助は、 援助が必要であるのに自発的に申し出ることが困難な人に対し、 公共機関が働きかけていくアウトリーチの手法によって、 法律相談を実施するものです。DV等の被害者に対する援助は、 配偶者暴力等を受けている疑いのある人に対して速やかに、 法律相談を実施するものです。施行を前に法律相談を担う側の実施体制がまだ十分に整っていませんし、「資力を問わない」法律相談といいつつ、 資力のある人には相談料を負担してもらうので、 利用者に分かりにくい制度です。法改正に際して衆参両議院で附帯決議がなされ、 費用負担を求める基準等については利用者が躊躇する事がないようにすることとされましたので、 引き続き検討されると思います。制度を実施して走り出してみて、 問題点を考えていくということでしょうか。実施していくうちに皆様にご迷惑をおかけすることがあるかもしれません。ただ、 既存の法律相談の仕組みがありますし、 DV等の被害に対しては警察関係の機関が十分に役割を果たしているので、 混乱が生じることはないと思います。

司法書士会や弁護士会をはじめ法律問題に関する土業は、 以前に比べて業務の境界が曖昧になり、 かといってそれほど業績が伸びず、 一方では広く公益活動を求められています。経済的基盤が安定してこそ公益活動に従事できるのですが、 法律相談が減少しており、 裁判所の事件数も増えていません。経済情勢では日本の景気がよくなっているといわれても、 実感が伴っていませんが、 それでも不動産取引が堅調に推移しており、 登記業務に結びついているのは何よりです。先行きの見通せない時代を何とか乗り切っていきたいものです。

法テラスは、 情報提供を本来業務として関係機関に繋ぎ、 問題の解決を目指します。古くから

地域の住民の相談相手になっていたのは身近にいる司法書士であり、地域に密着した活動を実践してこられました。地域の住民に親しまれてきた司法書士の皆様には、これからも法テラスにご支援とご協力を賜りますようお願いいたします。

年頭にあたり、鹿児島県司法書士会の皆様のご健勝、ご多幸をお祈り申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。





新 年 の ご 挨 捭

鹿児島地方検察庁検事正 村瀬正明

新年明けましておめでとうございます。

鹿児島県司法書士会会員の皆様が、御家族と共に健やかに新しい年を迎えてられましたことを心からお慶び申し上げます。

ところで、私の中学高校時代の親友が関東地方で司法書士をしています。同じ「～士」として頑張ろうと話し（私は「～士」からはそれてしましましたが。）、国家試験受験のための予備校にも一緒に通いました。鹿児島県司法書士会寄稿のお話をいただいたので、久しぶりに彼のホームページを見ました。そして、以前のものと比較してみました。かつては相続、マイホームの購入等で生じる不動産登記、会社登記を事務所の取扱業務として掲載していたのに対し、今は債務整理、過払い金の請求といったものが前面に出していました。時代や社会のすう勢を背景に、司法書士としての活躍の舞台も移り、拡大し、求められている司法書士像も変化しているのだ、と理解しました。

鹿児島県司法書士会では、司法過疎の解消並びに市民への法的サービスの拡充を目的として、南大隅地区司法書士法律相談センターの運営や過疎地巡回相談会の開催を始めとして、公益的活動すなわち高校生のための消費者教育教室、小学生の法律教室等に努められていると伺いました。このことも大きな流れとして同じであるとともに、法治主義・法の支配の浸透を通じた国民の幸福実現に向けた法律家の在るべき活動なのだと感銘を受けています（何度か南大隅を訪れましたが、同地区における法律相談センターの運営については特に意義があることだと感じております。）。

私たちの検察庁は、刑事事件を捜査して真相を明らかにし、その犯人を処罰することを通じ、正義を実現し、市民生活の基盤である法秩序を守る任を負っています。

これが検察の一貫した使命ですが、時代や社会の変化に応じて、検察権の行使に当たりまして、再犯防止・社会復帰という観点からの積極的な検討も必要になってきています。

平成14年以降、一般刑法犯の認知件数が減少傾向にある中、繰り返して犯罪を犯す再犯者の検挙人数に占める割合が増加していて、再犯者率が20年連続で上昇し、過去最悪になっていることについては既に報道等されているとおりです。高齢犯罪者・薬物依存者に対する再犯防止対策が国を挙げての課題として認識されるようになっています。そして、平成28年施行された再犯の防止等の推進に関する法律を踏まえると、安心・安全に暮らすことができる社会の実現に向け、こ

これからは、地域社会の協力を得つつ、国の機関・地方公共団体等・民間団体等が再犯防止施策に関する十分な連携をしていくことが求められています。鹿児島においても、今年から同法律に基づき、本格的な連携による各種施策が行われていくことになるはずです。

鹿児島地検としても、法と証拠に基づいた検察権行使に当たって、関係機関・団体ともよく連携し、皆様の御理解もいただいて、鹿児島を安心・安全でより治安の良い街として更に維持発展させるため、努力していくつもりであります。どうぞ今年もよろしくお願ひいたします。

最後になりますが、鹿児島県司法書士会のますますの御発展と会員の皆様の御健勝、御活躍を中心から祈念いたしまして、新年の御挨拶とさせていただきます。





新 年 の ご 挨 捭

鹿児島県土地家屋調査士会

会 長 宮 脇 謙 舟

あけましておめでとうございます。新しい年を迎えるにあたり、司法書士会の先生方におかれましては、益々ご健勝のことと心よりお喜び申し上げます。また、日頃より私ども鹿児島県土地家屋調査士会会員がお世話になっておりますことを感謝申し上げ、本年もご指導ご鞭撻のほどよろしくお願ひ申し上げます。

鹿児島県土地家屋調査士会のご報告をさせていただきます。

昨年、平成29年5月26日に開催されました平成29年度総会にて私、宮脇謙舟が新たに会長へ就任致しました。2年間どうぞ宜しくお願ひします。

本年度は鹿児島県会が九州ブロックの担当会になっている為、早速、翌週の6月3、4日に九州ブロック協議会の総会を鹿児島で行いました。その後も10月21、22日に九州ブロック担当者会同、翌23日に九州ブロックゴルフ大会を行いました。また、本年1月27、28、29日には九州ブロック新人研修会を開催致します。8年に1回まわってくる担当会である為、私を含めなれない新執行部で右往左往している状況です。司法書士会様にも何かとご協力頂いています事を感謝申し上げます。

次に、本会の境界問題相談センターかごしまは、裁判外紛争解決手続きの利用の促進に関する法律（ADR法）に規定された法務大臣の認証を現在申請中であり、本年度中に認証取得予定です。認証を受ける事により、報酬や時効の問題もクリアされ、更に多くの県民の皆様のお役に立てるのではないかと期待をしています。

また、全国的にも問題となっていますが空き家や耕作放棄農地、相続未了地、所有者所在不明土地が大きな問題となっています。私達の境界確定業務に関してだけでも、隣接土地所有者との立会が出来ず困ってしまう案件が急速に増加しています。公共事業でも隣接者が不明の為に境界確定、分筆登記が出来ない為に事業が滞ってしまう案件があるようです。本年1月9日に「所有者所在不明土地」について鹿児島県と共に鹿児島県県庁講堂にて早稲田大学の山野目先生をお迎えして講演会を開催致します。司法書士の先生方にも関わりのある事があろうかと存じます。是非、お越し下さいますようお願い致します。

第4次産業革命が既にはじまっています。我々の業界でも、地理空間情報の共有化をはじめ、官民データ活用による登記所のオープンデータ化、G空間情報センターの利用、93条報告書もビッ

グデータとして利用していく、この様な事が現実になろうかとしています。土地家屋調査士も更に国民の皆様から必要とされるべく、研鑽を積んでいきます。お互いに頑張りましょう。

本年は私の干支であります戌年です。きっと良い年になる事でしょう。

鹿児島県司法書士会の皆様の益々のご発展と、会員の皆様のご多幸を祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせて頂きます。





新年のご挨拶

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート

鹿児島支部支部長 内田大介

新年明けましておめでとうございます。

皆様におかれましては、健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

皆様ご承知のとおり、昨年3月に内閣府において、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）に基づく『成年後見制度利用促進基本計画』が閣議決定されました。その中では「財産管理のみならず、意思決定支援・身上保護も重視した適切な後見」「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」等の項目が主眼として掲げられていますが、これはまさに当法人が従前から目標として取り組んできた事項であり、協議会・中核機関（センター）の整備においても我々の持てる力を発揮する場面があるのではないかと感じています。県や各市町村の高齢者福祉課・障害者福祉課や家庭裁判所をはじめとして関連士業団体（県弁護士会、当法人支部、県社会福祉士会、県行政書士会、税理士会）、民間団体などさまざまな組織・団体が協力し連携していくという、これまでの枠組みに捉われない大プロジェクトであり、それには多大な困難が待ち受けているかもしれません。しかし、今後の認知症高齢者の増加を前には待ったなしの状況と言えますので、当法人としましては会員の方々のご理解・ご協力をもとにでき得る限りの力を尽くしてまいりたいと思います。

さて、当支部の現在の状況は、会員数138名（法人会員1件）となり、昨年より8名増加で年々微増しています。対外向けに実施している事業としましては、①市町村その他団体向け出張説明会・講演会、②高齢者・障害者のための無料出張相談、③金融機関との取次サービス、④離島における講演会・相談会を従前どおり実施しております、利用者・参加者の方々から毎々ご好評いただいております。リーガルサポートは来年設立20年目という節目の年を迎えることになりますが、これまでの歩みを振り返り、今後の新たな目標を思い定める契機としまして、当支部において市民向けシンポジウムを開催すべく企画検討してまいります（実施は来年明けの予定です）。

末筆ながら、会員の皆様及び関連諸団体のご多幸とますますのご活躍・ご発展をお祈り申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。



新年のご挨拶

一般社団法人鹿児島県公共嘱託登記司法書士協会

理事長 安田 雅朗

新年明けましておめでとうございます。

会員の皆様におかれましてはつつがなく新しい年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

さて、昨年8月の総会において理事長に再任されました。公嘱協会におきましては、受託業務が減少し大変厳しい状況が続いていますが、協会を維持・発展できるよう、協会の運営に努めていく所存でありますので、引き続き皆様方のお力添えを賜りたく、よろしくお願ひいたします。

公嘱協会は全国的に厳しい状況であり、九州では福岡・熊本・宮崎・鹿児島の4県が存続していますが、先に行われた九州ブロックの総会において一様に受託の増加がなかなか見込めず、協会の存続も厳しい状況であるとの報告を受けました。

このような状況ではありますが、各自治体は職員では手の付けられないような事案を多数抱えており、近年、そのような複雑な事案の依頼は増えていますので、公嘱協会の必要性を改めて感じています。各自治体に継続的に働きかけていくことで受託につなげることができるのでないかと考え、各自治体に対し、当協会の積極的な活用をお願いしているところです。

鹿児島県においては、これまでの働きかけにより、用地調査員では処理困難な案件について発注していきたいというお話をいただき、相続調査や不在者財産管理人選任申立等の依頼を継続して受けています。また、県の外郭団体である道路公社も継続して協会を活用していただいているます。さらに受託業務を拡大すべく、県議会議員顧問の先生方のお力添えをいただき、県知事に対し公嘱協会の積極的な活用について要望いたしたところです。

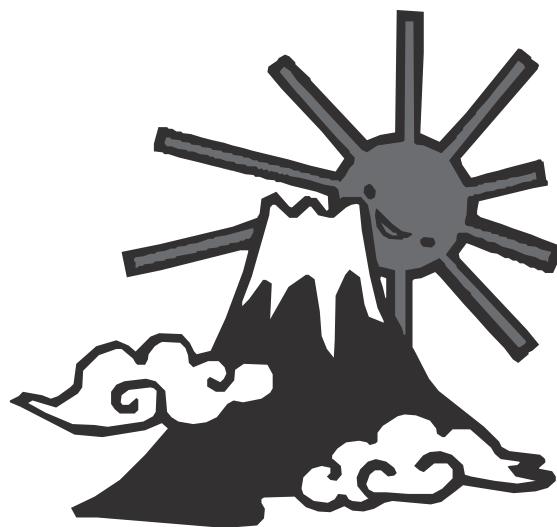
鹿児島市においては、道路管理課から受託している相続調査について、他の課でも活用いただけるようお願いしています。また、担当者や土地家屋調査士協会との連携を密にし、市議会議員顧問の先生方にもご協力をいただきながら、新規業務開拓に努めてまいります。

その他各市町村に対しては、定期的に相談会等の案内を行い当協会の周知を図っていますが、なかなか受託に結びつかない状況です。今後も、各地区幹事と連携し、当協会の受託実績を具体的にアピールして、多くの自治体から相談も含めて受託できるような体制づくりを目指したいと考えます。

会員の皆様におかれましては、自治体から公嘱案件について相談が寄せられるようなことがありましたら、ぜひ当協会の活用について案内いただくようお願い申し上げます。

社員の皆様におかれましては、公嘱業務に関わることは公共の利益のための寄与であるということをご理解いただき、ご協力のほどお願ひいたします。また、総会の開催に合わせて業務研修会を開催しています。多くの会員の皆様と意見交換を行い、より良い協会運営に努めたいと考えますので、積極的な関与を重ねてお願ひいたします。

最後になりましたが、会員の皆様の今後ますますのご繁栄とご多幸を心より祈念申し上げまして、新年のご挨拶とさせていただきます。





新 年 の ご 挨 捭

鹿児島県司法書士政治連盟

会 長 喜 山 修 三

会員の皆様、関連団体の皆様明けましておめでとうございます。

皆様にとって健やかな新春を迎えたこととお慶び申し上げます。

さて、今年は明治維新から150年になりますが、広い意味での司法書士制度（正確には明治5年8月3日太政官無号達「司法職務制定制」の「書士人代書人代言人職制」）、も数年後には150年の節目の年となります。この間、司法書士制度や司法書士を取り巻く環境は、劇的に変化してきております。

平成17年3月に施行された改正不動産登記法により登記の申請が郵送又はオンライン申請ができるようになりました。長らく「当事者出頭主義」を経験してきた私達には衝撃的な改正でした。

また、平成18年5月には会社法が施行され、株券や会社設立時の最低資本金に関する考え方が商法の時代と180度変わったことに、再び衝撃を受けました。ごく最近では、平成29年5月に「法定相続情報証明制度」が始まりましたが、手数料が無料だということにも驚かされました。この制度のおかげで、これまで煩雑であった銀行や保険会社への手続きが簡便になりました。

法律は時代の変化と国民のニーズに合わせて改正されますが、司法書士制度もその例外ではありません。司法書士制度が、未来に向けて発展するためには、個々の司法書士が、改正された法律に迅速に対応するとともに日々の仕事において依頼者の信頼を積み重ねてゆくことが大切であると考えます。

夜明けのオレンジ色に輝く光は、新たな気持ちをたたせてくれますが、年の始まりはその思いをいっそう強くさせてくれます。政治連盟は、社会の信頼に応えられるよう、そして次の世代の方たちに素晴らしい制度を引き継げられるよう本会や関連団体と密に連絡を取りながら気を引き締めて役員一同頑張る所存ですので、会員の皆様もご協力をお願い致します。



新年のご挨拶

鹿児島県青年司法書士会

会長 岩崎憲司

新年明けましておめでとうございます。

会員の皆様方におかれましては、健やかに新年を迎えたことをお慶び申し上げます。

また、平素より鹿児島県青年司法書士会の活動にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年を振り返りますと、世界陸上男子リレーで銅メダルの取得、桐生祥秀選手の100メートル9秒98の日本記録更新など、日本陸上競技会において歴史的な躍進を遂げた一年となりました。その他、藤井聰太棋士がプロデビュー後、公式戦を29連勝と歴代記録を更新するなど、若くして活躍する姿に刺激を受けたところでもあります。

その一方、北朝鮮情勢の激化により、日本の上空を北ミサイルが通過するなど、平穏な生活を脅かす緊迫した状況も続いております。

また、一昨年の熊本地震の傷跡は未だ深く、今もなお復興が続いている状況であること、昨年は新たに福岡県・大分県を中心とする九州北部豪雨の災害が発生するなど、被災された地域の皆様におかれましては大変辛い一年であったと思います。被災された皆様にお見舞い申し上げるとともに、被災地の安全と、一日も早い復興を心より願っております。

青年会としても、災害支援・復興支援活動を続けていきたいと考えておりますので、引き続き皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に、青年会の活動を報告させていただきます。

現在の青年会会員数は135名（正会員82名、賛助会員53名）となっており、様々な活動をしております。

例年に引き続き、N P O法人が実施する路上生活者へ、相談会を兼ねた炊き出しの実施、児童養護施設における法律教室の実施、更生保護施設における法律相談・法律教室を実施しておりますが、新たに、児童養護施設から刑犯罪を中心とする法律教室の開催要望をいただいたため、犯罪に巻き込まれないように過ごせるよう、テキストの作成から工夫を重ね、無事に実施することが出来ました。また、これまでの更生保護施設での活動が評価され、当会が表彰されることとなり、会員の皆様方の努力と功績が称えられた結果だと思い、代表して表彰状を授受させていただきました。

前記活動に加え、生活保護110番の開催も予定しているところ、本年4月7日、8日に行われる、九州ブロック青年司法書士連絡協議会の業務研修会で研修内容を担当することとなっており、実行委員会を立ち上げ、よい研修内容となるように準備を進めているところでございます。

会員の皆様方におかれましては、今後の青年会の活動及び発展のため、重ねてご協力を賜りますようお願いを申し上げる次第です。

最後になりますが、旧年中に賜りましたご厚情に深く感謝申し上げますと共に、会員の皆様のご健勝と更なるご活躍を祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。



「年男・年女」アンケート

「年男・年女」の会員から、このコーナーでは、主に次の項目で原稿をお寄せ頂きました。

- ① 氏名
- ② 所属支部
- ③ 最近のマイブームは何ですか？
- ④ 最近嬉しかったことは何ですか？
- ⑤ 司法書士になる前は何をされていましたか？
- ⑥ 司法書士にならなかつたら何の職業に就いていたと思いますか？
- ⑦ あなたの2018年の目標を教えてください。
- ⑧ あなたの想像する2030年（次の戌年）の司法書士像をお聞かせ下さい。
- ⑨ 題「戌年に想う」自由作文（1000字以内）



戌年（年男）に想う

② 鹿児島支部 ① 佐藤通弘

③ 最近のマイブームは何ですか？

ない

④ 最近嬉しかったことは何ですか？

ない

⑤ 司法書士になる前は何をされていましたか？

会社役員（社長）

⑥ 司法書士にならなかつたら何の職業に就いていたと思いますか？

不明若しくは軍人

⑦ あなたの2018年の目標を教えてください。

ない

⑧ あなたの想像する2030年（次の戌年）の司法書士像をお聞かせ下さい。

ない（制度がなくなっていると思うから）

⑨ 題「戌年に想う」自由作文（1000字以内）

ない

戌年（年男）に想う

② 鹿屋支部 ① 中 島 治 彦

最近のマイブーム、ラジオ体操第一第二、6分間、一日に何度か、主に昼食後とか夕食後。計5回位。アマゾン利用のパソコンからの買い物。全て、送料無料で早い。愛犬メスのチワワ、キキと散歩。週2回、四季の変化。

最近嬉しかったことは、以前5年程補助者として、色々助けて貰った女性を5年ぶり再度雇用できたこと。お陰で相続人56人分の戸籍を完璧に揃え、うち55人から遺産分割協議書を回収、あと一人までこぎつけた。

司法書士になる前は、新聞募集で応募して雇用して貰った鹿児島ナショナルクレジットという会社で回収と販売業務。朝7時くらいから夜の11時過ぎまで完全回収というノルマ、パナソニック、今、ブラック企業らしいが、あの頃はもっと、大変だった。完全回収が絶対だったので、自分の給料から、さも回収したかのごとく、支払った。車の運転免許がなかったので125ccのバイクで回った。何とかこなせたのも若さのなせる業。松下幸之助を恨んだ。

司法書士にならなかつたら、会社員。不器用なので、結婚も出来ず独身だったかもしれません。

2018年の目標、不動産登記、法人登記をオンライン申請出来るようにすること。高血圧、心臓病、健康面で不安があるので、バッタリ倒れないようにすること。

2030年の司法書士像、ペーパーレス時代になるでしょう。裁判事件が増えそう。大学時代、国際私法を選択しましたが、反致、準拠法、国際間の相続問題、必要性が増えてくるかもしれません。クライアント、個人のウエイトが重要になる気がします。

「戌年に思う」

昭和21年生まれ、72歳。一番いい時に生まれ、今日に至っている気がします。義務教育期間中、恐い先生、ある程度の体罰は普通、たいしたいじめもなく、不登校もない。ベビーブームのはしりで子供の数が多く、その割に専業主婦家庭が大半を占め、家に帰れば、母のお帰りなさいがあり、精神的安心があった。学生時代は大学紛争。私自身は、ノンポリで、夜間大学でしたから、アルバイトとパチンコ、それに読書、高橋和己、夏目漱石、エラリークイーンのほとんどの作品、チボ一家の人々白水社全5巻、トルストイのアンナカレーニナ、時に徹夜しながら読みました。洗濯機ナシ、暖房器具は電気アンカ、岡山、冬は氷点下。三畳、一間、共同トイレ、夏服、冬服一着ずつの着たきり雀、八年間の貧乏生活のお陰で、今も貧乏、余り苦にならない。最近、親父の小言をそば屋で目にして、その中の一つに目が釘付けになった。人には馬鹿にされていよ。要は謙虚たれということだと思うが、何か心に引っかかる。目標、子供が使っていた電子ピアノがあるので、80過ぎたら、両手でひけるよう独学で練習し、映画音楽を弾きたい。幸いメロディが浮かんだら自然と鍵盤で手は動く。毎日、仕事前朝一番でやること。アマゾンで購入した1300円の5倍拡大鏡をみて、3500円の電気カミソリでひげをそり、眉毛の白髪や鼻毛をピンセットで引っこ抜く。ただ、散髪ぐらいなので、髪がのびている。妻から、見苦しいと苦情、10分で1000円の散髪屋さんに行こう。4ヶ月ぶり。 完。

戌年（年男）に想う

② 鹿屋支部 ① 遠矢 隆一

③最近のマイブームは何ですか？

数独

④最近嬉しかったことは何ですか？

マラソン大会でサブ4（フルマラソンを3時間台で完走すること。青島太平洋マラソン2017）を初めて達成できたこと。

⑤司法書士になる前は何をされていましたか？

司法書士補助者

⑥司法書士にならなかったら何の職業に就いていたと思いますか？ 公務員

⑦あなたの2018年の目標を教えてください。

四国八十八か所巡り（週末遍路）をスタートする。

⑧あなたの想像する2030年（次の戌年）の司法書士像をお聞かせ下さい。

AI等の発達や弁護士数の増加により、登記業務や裁判事務は縮小し、成年後見等の財産管理業務や民事信託のような業務の比率が増える。

⑨題「戌年に想う」自由作文（1000字以内）

5回目の年男です。自分では還暦を迎えるという実感はありませんが、公務員や会社員の同級生は定年を迎える年齢に達し、既に早期退職している者もいます。幸か不幸か自営業者は心身ともに健康であればいつまでも続けられます。とはいえ、そろそろ引退時期を意識しながら長期計画を立てるべきなのでしょう。

次の戌年のころ調停委員の定年を迎えるので、とりあえず引退時期の目標を次の戌年と定めてなんとかそのころまでは頑張って、趣味のジョギング、山歩きを続けながら健康維持にも留意していきたいと思います。

戌年（年男）に想う

② 大島支部 ① 乾 悟

③最近のマイブームは何ですか？

・アレクサ（AI搭載スマートスピーカー）に話かけること。

・事務所の出入りを待ち伏せしているイソヒヨドリと仲良くなること。

④最近嬉しかったことは何ですか？

北九州出身の嫁さんが、喜界島のみなさんと仲良く交流していること。

⑤司法書士になる前は何をされていましたか？

測量士・土木施工管理技士

⑥司法書士にならなかったら何の職業に就いていたと思いますか？

小さい頃の夢は、学校の先生でした。

⑦あなたの2018年の目標を教えてください。

初心にかえる。30代の体力を取り戻す。

⑧あなたの想像する2030年（次の戌年）の司法書士像をお聞かせ下さい。

科学技術の進歩や社会高齢化のスピードが速く、12年後の司法書士像は想像し難いです。しかし、しっかり地域に根付いて、使命である国民の権利の擁護と公正な社会の実現を忘れなければ、歴代司法書士の先輩方が築いてきた身近な法律家の地位は揺るがない、と信じています。

⑨題「戌年に想う」自由作文（1000字以内）

新年あけましておめでとうございます。おかげさまで、地元喜界島開業2回目の新年を迎えることができました。本年もどうぞ、よろしくお願ひいたします。

スマートスピーカーに話しかけていると、お家で口頭注文すれば登記情報を取得できる時代は、すぐそこまでできていると感じます。

私が高校卒業した頃は、携帯電話もパソコンもありませんでした。測量士として社会人になって、最初は万年筆で図面を引いていたのが、MS-DOS・Windowsの出現で、パソコンで図面を引くようになりました。細く均等で綺麗な直線を引くために必要な万年筆の先端を削る技術を差し置いて、早く仕事をこなせるようタッチタイピングの練習を必死にしたのは、二回り前の24歳の頃でした。今思い起こすと、技術の進歩にいつも驚かされながら仕事をしてきたような気がします。

私は戌年生まれですが、野鳥が好きです。鳥が自由に空を移動しているのを見ていると、「道路が必要なのは人間だけでは？」と考えさせられることがあります。

世の中にはドローンという技術がでてきていますね。この技術が発達すると「人間も道路を必要としない世界がくるのでは？」と想像します。「物流や人の移動もドローンで！」という世界になると、道路なんて必要ないよね。インフラの整備も必要なくなるし、そうなると・・・」という感じで次の時代への想像が続きます。

喜界島は同窓生の絆が大変強く、数えの「49歳」、「61歳」、「73歳」、「85歳」の年に、全国に散らばった喜界島出身の同窓生が一堂に会し、お祝いをします。

2月生まれの私は今年が年男の年ですが、昨年、島の酉年・戌年の同窓生で「数えの49歳」のお祝いをしてきました。

久しぶりに顔を合わせた同窓生なのに、気持ちはすぐに学生時代に戻り、和氣あいあいと話はずむのですが、話題は年老いた親や自分の検査結果数値や治療中の病気のことだったり・・・糖質・プリン体ゼロのビールや黒糖焼酎を飲みながら宴もたけなわとなっていました。

今の自分があるのは、この仲間たちの支えがあってのことだなあ、ここまで苦労もちょっとあつたけど、おかげさまで楽しく生きてきたなあとじわじわ温かい気持ちになったお祝いでした。

この年男の歳、これからもひたむきに、謙虚に、おかげさまの気持ちで仕事をしていくことを自分に戒め、今後とも、皆さまのご指導、ご鞭撻をいただきますようお願い申し上げます。

戌年（年男）に想う

② 鹿児島支部 ① 本 健 二

③最近のマイブームは何ですか？

ウォーキング。1年半くらい続けていて、ほぼ毎晩1時間程度歩いています。

④最近嬉しかったことは何ですか？

娘が絵で賞をもらったことと息子が野球の練習に休まず行っていることです。

⑤司法書士になる前は何をされていましたか？

会社員→司法書士事務所補助者

⑥司法書士にならなかつたら何の職業に就いていたと思いますか？

会社員

子どものころなりたかったのはゲームセンターの経営者です。

⑦あなたの2018年の目標を教えてください。

健康で穏やかな1年を過ごしたいです。

⑧あなたの想像する2030年（次の戌年）の司法書士像をお聞かせ下さい。

幅広い専門知識を生かして地域に貢献する司法書士

⑨題「戌年に想う」自由作文（1000字以内）

私が開業したのは、平成18年、戌年でした。月日の経つのは早いもので12年過ぎようとしています。いろいろな方々のおかげで続けてこられました。次の戌年も無事に迎えられるよう精一杯頑張ってまいります。

宜しくお願い致します。

戌年（年女）に想う

② 南薩支部 ① 牧 口 飛 鳥

③最近のマイブームは何ですか？

絵本を買うこと

④最近嬉しかったことは何ですか？

子供の成長

⑤司法書士になる前は何をされていましたか？

学生

⑥司法書士にならなかつたら何の職業に就いていたと思いますか？

建築士になりました。

⑦あなたの2018年の目標を教えてください。

家族が健康に暮らせるように料理を頑張りたいです。

⑧あなたの想像する2030年（次の戌年）の司法書士像をお聞かせ下さい。

どんな業務をしていても、地域に根ざした、身近な法律家（相談相手）であって欲しいと思います。

⑨題「戌年に想う」自由作文（1000字以内）

この12年間で、独立開業、結婚、出産と、人生の節目となるような出来事をたくさん経験してきたように思います。司法書士業務は、開業して10年以上になりますが、いまだにわからないこと（登記等の内容でも、人との接し方でも）がたくさんあり、日々試行錯誤しています。子育てにおいても、三人目が1歳になりましたが、日々格闘しています。仕事と育児との両立にも悩まされているところです。ですが、様々な方々に支えられ、毎日健康で幸せに暮らしていることに感謝しつつ、次の12年も、悩みながらも幸せな毎日がおくれると良いなと思います。

戌年（年男）に想う

② 鹿児島支部 ① 中 薩 博 史

③最近のマイブームは何ですか？

お酒を飲みながら格闘技を見る事が長年のマイブームです。

④最近嬉しかったことは何ですか？

娘と甥っ子が誕生し、家族が増えたことが最近嬉しかったことです。

⑤司法書士になる前は何をされていましたか？

中央駅のダイエーで掃除のアルバイトをしていました。

⑥司法書士にならなかったら何の職業に就いていたと思いますか？

父の跡を継ぐため保険代理店として働いていたと思います。

⑦あなたの2018年の目標を教えてください。

2018年は、今まで経験して来なかつた分野にも挑戦して行きたいと思います。

⑧あなたの想像する2030年（次の戌年）の司法書士像をお聞かせ下さい。

2030年は、今よりも少子高齢化が進んでいると思うので、その時代のニーズに対応できる司法書士でありたいと思います。

⑨題「戌年に想う」自由作文（1000字以内）

平成19年度の司法書士試験に合格し、早10年が経過しました。

平成20年から平成26年末まで司法書士法人リーガルフラッグにお世話になり、その時の先輩司法書士や先輩職員の方々からは、本当に多くの事を学ばせて頂いたと感謝しております。

また、平成27年1月より独立開業し、どうにか事務所を継続できているのも周りの方々のおかげです。

この場を借りてお礼申し上げます。

この10年を振り返り思う事は、私はつくづく運の良い人生を過ごせているという事です。

お仕事やプライベートでお世話になっている方々は、些細なことがきっかけで知り合う機会に恵まれ、今もなお、お付き合い頂いております。

そう考えると、1つ1つの出会いがとても大切で、大事にすべき事なのだと改めて考えさせられます。

2017年には待望の第一子が誕生し、これも1つの出会いなので、仕事だけでなく家庭生活も充実する1年にして行きたいと思います。

何も考えずに流れに身を任せて生きて来たら、気付けば36歳になる年を迎えました。

これからは、他の司法書士の方々に負けない様に、一歩ずつ力を付けて行きたいと思います。

本年も、どうぞ宜しくお願い申し上げます。

鹿児島県青年司法書士会による更生保護施設草牟田寮法律教室及び法律相談事業

鹿児島県青年司法書士会
担当幹事 西 迫 正 裕

鹿児島県青年司法書士会では、年3回、更生保護施設草牟田寮において、法律教室及び法律相談を行っています。

刑務所等の刑事施設や少年院から釈放された方や保護観察中の方の中には、身寄りがおらず頼ることの出来る人がいなかつたり、現在住んでいる所では更生が妨げられるおそれがあるなどの理由で、直ちに自立更生することが困難な方々がいます。更生保護施設は、こうした方々を一定期間保護して、宿泊場所や食事を提供する民間の施設であり、保護している期間、生活指導や職業補導などを行い、自立を援助することで、その円滑な社会復帰を助け、再犯・再非行を防止するという重要な役割を担っている施設です。

青年司法書士会では、施設の相談員の方から入寮者の金銭管理の問題や生活保護に関する相談を個人的に受けておられた会員がおり、法的なニーズがあると感じたことから、平成22年から青年司法書士会の事業として更生保護施設草牟田寮において法律教室及び法律相談を始めました。

法律教室では、契約関係や賃貸借関係、架空請求についてなどをテーマに1時間程度、講義を行っています。毎回15名程度の寮生が受講されており、皆さん真面目に聞いてくださいます。また、法律教室の後は個別で法律相談を受けています。相談内容としては、本事業を始めた当初から現在まで、借金問題に関する相談が多く、最近では相続に関する相談も増えてきているように感じます。また、携帯電話が日常生活に必須となっていることもあり、携帯電話料金を滞納して解約されたが、再度契約をすることが出来るかというような相談も増えています。

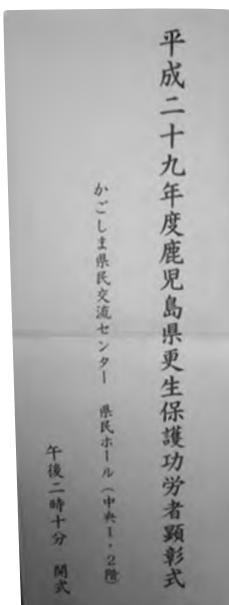
平成22年から始まった本事業も、本年で8年目を迎え開催回数も20回を超えるました。また、昨年11月には、草牟田寮からご推薦いただき、更生保護功労者顕彰式典において「九州地方更生保護委員会委員長表彰」をいただきました。これもひとえに本事業を始められた芝田淳会員をはじめとして、これまで担当幹事となられた方々、講師及び相談員として本事業に参加していただいた会員の皆さま方のご尽力の賜物と思います。この場をお借りして御礼申し上げるとともに、会員の皆様には、引き続き本事業へのご協力を賜りますようお願い申し上げます。

近年、高齢者の再犯が増加しており、犯罪や非行が繰り返される背景のひとつに、自立した生活を維持するための「仕事」と、安心して暮らせる「居場所」がないことが挙げられるそうです。草牟田寮では、臨床心理士を講師に招いて生活技能訓練を実施し、金銭の使い方等の訓練を取り入れるなど自立更生のために自立資金を貯めることを処遇の中心に置いています。司法書士が「仕事」と「居場所」を提供することは難しいですが、本事業が、借金等の金銭に関する問題を抱えていたり、法的な知識が乏しいこともある入寮者の借金等の様々な問題の解決につながることで、「仕事」と「居場所」を得ることが出来るよう、再犯防止及び自立更生の一助となることを願ってやみません。

【顕彰式典の様子】

この度、草牟田寮での法律教室及び法律相談事業を実施している鹿児島県青年司法書士会が、更生保護事業における民間協力者として、「九州地方更生保護委員会委員長表彰」を受彰しました。

平成29年11月16日に、かごしま県民交流センターにおいて平成29年度鹿児島県更生保護功労者顕彰式典があり、鹿児島県青年司法書士会の岩崎憲司会長が出席して表彰されましたので、その際の様子を紹介させていただきます。



実は、私〇〇してました

～私の前職～



霧島支部 野間修二

あるシーン

Aさん「所長、今日、5000ありますよね。」

私 「今、5000は、厳しいんじゃないですか。」

Aさん「いや、ほら、うっすら恩馳（おんばせ）の輪郭が見えますよ。」

私 「見えると思えば見えるかもしれないけれど・・・。微妙ですね。うーん。なるほど、見えますね。了解です。5000ありますので、5000で報告します。」

私は、大学を卒業後、都庁に入都（にゅうと）しました。入都という言葉は一般的ではないと思われますが、都庁に職員として採用されることを慣例的にそのように呼びます。会社に社員として採用されることを入社ということと同じですね。

入都後、水道局、港湾局、総務局と順に所属し、最後に港湾局で退職しました。それぞれの局でいろいろな仕事を担当しましたが、ここでは、「へえ、そんな仕事もあるんだね。」というものについて記してみたいと思います。

今回、ここで述べようとしていることは、伊豆諸島の神津島という島にある神津島空港という都営空港の「航空気象観測業務」のことなのです。「気象観測は、気象庁の業務でしょ、なんで都の職員が気象観測をするの？」と皆さんはお思いになるでしょうし、それはもっともなことだと思います。その理由とは、空港が設置されるということは、気象庁にとって、空港での気象観測が必要になるということですが、気象庁が、職員を直接神津島に配置して気象観測することが諸般の事情によりできないため、神津島空港での航空気象観測業務を東京都に委託した、ということなのです。それで、現地の空港管理業務に従事する私達（空港の管理業務は、都の職員が私を含めて4名、神津島村の職員が2名の合計6名で行っています。）が実際に気象観測業務を行うこととなったものです。

さて、観測業務と言っても、気温、湿度、風向、風速、降水量等は器械が自動的に計測し、自動的に東京航空地方気象台に報告するので、私達のやることは、観測機器の点検が主な業務になるのですが、私達の目視と判断に委ねられている項目がありまして、そのひとつが冒頭のシーンなのです。

冒頭のシーンの状況を説明します。神津島空港は、計器着陸ができる装置が設置されておらず、一定の視界がなければ離着陸ができません。そして、その一定の視界（「視程」又は「卓越視程」

といいます。)は、空港周辺で5km以上必要とされています。つまり、5km先のものが見えなければ、神津島空港は使えない、ということです。冒頭シーンの「Aさん」とは、神津島空港と調布飛行場(東京都の内陸部に調布市という市が有り、そこにある小型機専用の飛行場です。)を結ぶ航空会社の神津島の責任者で、視程が5kmを下回ると、神津島空港での飛行機の離着陸ができなくなる、言い換えれば、調布飛行場から神津島空港行きの飛行機が飛び立てない、ということになるので、特に怪しい気象状況の時は、視程について気を揉んでいます。

視程が5kmあることをどのようにして計測するかについては、東京航空地方気象台から次のような指示が出ています。「空港から西にある恩馳島(おんばせじま)の島影が滑走路末端から目視で確認できれば、視程が5kmあると判断して良い」と。恩馳島は、神津島から5kmちょっとの距離にあるため、ちょうどよい指標になっており、その視程が5kmあるか否かは、私達の目視と判断に委ねられているのです。そして、その判断は、羽田空港にある東京航空地方気象台に報告され、その後、全世界の航空関係者に配信される(といっても、神津島空港の視程を、「世界」の航空関係者が気にすることは考えにくいですが・・。)事になります。冒頭シーンは、やや天候に不安のある日の早朝の、滑走路の先端で、恩馳島の方を見ながらの私(空港の所長)とAさんとのやり取りです。話中の「5000」とは、5000m=5kmのことです。

また、そのほかに、航空気象観測すべき項目に「雲底高度とその雲量」というものがあり、その数値は、屋外で目視して、私達が判断し、報告することになっています。この報告は、東京航空地方気象台に、9時から16時まで、1時間おきに、冒頭シーンでの視程の数値と併せて、一日8回行なわれることになっています。

このように、1年365日、毎日休むこと無く、1日8回、視程並びに雲底高度及び雲量を目視で観測して状況を判断し、東京航空地方気象台に報告する業務というものは、私にとっては、懐かしい思い出であり、得難い体験であったと思います。



鹿児島支部 鎌田 寛子

「実は、私なんやかんやしていました～私の前職～」

前職についてというお題ですので、長年勤めた専門職についてのエピソードがベストなのでしょうが、私の前職は電話オペレーターや営業事務・一般事務、動物看護士やパソコン講師等々、一言でまとめると「なんやかんや」していました。そこで、「なんやかんや」の中から、司法書士業務に活きているな!と思う経験を抜粋して書かせて頂きます。しばし、お付き合い下さいませ。

一つ目は、職業訓練校のクラス運営の仕事で、訓練生の就職相談・就職支援をした経験です。訓練生の皆さん、漁師やパティシエなど、専門的で立派な経歴があるにも関わらず、いざ再就職

となると自分に自信がなくなり、積極的なアピールが出来ない方が多くいました。そこで、客観的立場からアピールポイントを掘り出すことが私の仕事というわけです。日常生活も含め広い範囲の質問をし、「子供の服をリメイクして長く使っている」とか「睡眠のとり方（時間）が老人みたいと言われる」など、アピールポイントの取っ掛かりを探します。取っ掛かりを見つけたら、そこにマトを絞り、更に具体的質問を繰り返し、「アイディア豊富で、業務を工夫して効率的にこなすことが出来る」とか「時間管理が得意なので、業務管理もしっかり出来る」などの積極的アピールポイントに変換します。この作業をすることで、自分に自信が出る方が多く、「自分を好きになった。」と言ってくれた訓練生もいました。客観的視野を意識しながらの傾聴は、司法書士として必要だと思うので、よい経験が出来たと思っています。

二つ目は、電話オペレーターの仕事をしていた頃のクレーム対応経験です。NTTに勤務していたので、大手&顔が見えないという状況に乘じた、クレーム電話を趣味とする方々に、それはそれは多く対応しました。彼らを相手にすると、接客の基礎である「反論しないこと」だけでは乗り切れず、正しい言葉（正しい日本語）使い、声のトーンはもちろん、相手のニーズをピンポイントに満たす必要があります。例えば、何度も謝っても納得しない常連クレーマーに困り果て、対処方法を考えた結果、相手の主張を、過剰なほど知的な文章にまとめて「〇〇ということですね」と対応してみたことがあります。すると、その方の態度が一変して、とても満足されたのです。その方のニーズは謝られることではなく、「知的な自分を認めてくれること」だったのだと思います。「自分の知的さが分かる奴」である私を非常に褒めて下さいました。クレーマーは謝られたいものだという先入観で、相手のニーズが見えていなかったことを反省しましたし、ニーズが満たされると、人はこんなにも満足してくれるものなのだ、と実感する経験となり、今でも深く印象に残っています。

最後にもう一つ、「なんやかんや」した結果学んだことは、「常識」は時と場合により様々だということです。ある職場はてげてげ気楽に過ごし、細かいことは気にせず、他人のミスを許し、皆と協力してオープンに仲良く過ごせる人間が常識人であり立派な人でした。しかし、他の職場では、何事も細かく管理出来て、他人のミスは厳しく指摘し、皆と適度に距離をとり、本当の自分をやたらとさらけ出さない人間が常識人であり立派な人でした。職場ごとにいろいろなこと、正反対のことが「常識」でした。このことに気づいて、単純に面白いなと思いましたし、なんだかそれから気がラクになった気がします。うまく言葉で表現出来ませんが。

最後まで、つたない文章を読んで頂き、ありがとうございました。



「空手道と私」

2016年8月、2020年の東京オリンピックの正式種目として空手道競技が追加された。スポーツ競技としてのルール整備がなかなか整わず、また会派や流派、競技団体が乱立している空手競技は、オリンピック種目としての採用を見送られてきた過去がある。今回の正式種目採用は、私が会員として所属している公益財団法人全日本空手道連盟にとって、長年の悲願が成就されたといつていいのではないだろうか。

私が空手道を学び始めたのは幼少の頃である。当時の私は、空手道とは何かなど知らず、親に連れて行かれるまま始めたのが空手の道に入ることとなつたきっかけである。当時の私には、空手道の技の意味や基本動作の反復稽古をする意味を理解できず、道場の先生や先輩方に教わりながら、マネをすることが精一杯であった。特に基本動作の反復稽古は同じ挙動の繰り返しで身体的にも精神的にもきつかった。移動しながら突き蹴りの挙動を数十回程度こなすくらいであればまだどうにかなるが、四股立ちにていつ終わるともしない突きの稽古は、よく乗り越えられたなと今でも思う。

その後、高校、大学と進学しスポーツ競技としての空手道に触れる中で、私は空手道にのめりこむようになる。空手競技は、形競技と組手競技があり、大会の規模にもよるが、どちらも1対1の対戦形式で競技を行っている。私は主に形競技の選手として様々な大会に出させていただいた。

ここで、「形」とはそもそもどういったものなのか少し解説させていただく。空手道の形とは、様々な攻防をする動作をひとつなぎにしたものであり、すべての動作には意味がある。また、形の種類も膨大であり、それぞれの形の動作の意味などに由來した独特な名前等も付いている。たとえば、「北谷屋良公相君（チャタンヤラクーシャンケー）」「壹百零八（スーパーリンペイ）」など、呪文のような名前が付けられている。形競技とは、こうした「形」の中から1つを選択し交互に演武を行い、スピードや緩急、止めや力強さなど、様々な採点項目を考慮して複数の審判の多数決により判定していくのである。

ただ、形競技は対戦形式とはいっても演武するのは一人であり、当然、稽古の時も一人で行う。いい動きが出来ているか、間違った動作をしていないか、鏡を見て自問自答しながら動き、ビデオに撮影して動作のチェックを修正するということの繰り返しである。私は、形の稽古とは自分との勝負であると思っている。形の動きを覚え、技の意味を理解し、自らの技として身につけ、洗練された技に昇華させることに終わりはない。自分で、限界点をつくってしまうとそれ以上の技を繰り出すことはもちろんできないし、不思議と技の練度も落ちてくる。だから、私は常に、自らの技をより洗練されたものとするため、自分自身と勝負しつづけてきた。大会での好成績が残せたときにも、次への課題を見つけ、稽古に励むということ繰り返しであった。

私は、こうした空手道の反復稽古の経験があったからこそ、司法書士試験を乗り越えることも

できたのではないかと思う。なぜなら、私の司法書士試験に向けた勉強も、過去問や教材、六法を反復学習することが勉強の中心にあり、体を動かすことと、机に向かい勉強することという違いはあれど、繰り返して身につけるという点において、私は空手道の稽古を通して習慣化されていたからこそ、司法書士試験に向けた反復学習にも耐えることが出来たのではないかと思う。

私は、空手道を通して、「空手」という技術だけでなく、「道」という武道としての精神修養を学びながら、自分なりの空手「道」を歩むことが出来たと思う。私は、司法書士としてまだまだ走り始めたばかりである。これから、多くのことを学び、経験し、ときには失敗していくのだろう。ただ私は、空手道同様、自分自身と勝負し続け、自らの司法書士という道を自分なりに歩むことが出来ればと思う。

新入会員紹介



- ①氏名 東郷英亮
②事務所所在 出水市昭和町31番9号
③入会年月日 平成29年8月29日
④出身地 出水市
⑤趣味 読書、スポーツ観戦

⑥自己紹介 平成29年8月に入会させていただきました東郷英亮と申します。

地元に戻って新たなスタートを切ることになりました。よろしくお願ひ致します。

⑦今後の抱負

今は自分の経験不足を痛感させられることばかりですが、一つひとつの業務に迅速に、そして誠実に対応できるように努力を重ねていくことで、いつか地域の方々から信頼していただける司法書士になればと思っております。



- ①氏名 寺園渉
②事務所所在 南九州市知覧町郡5398番地
③入会年月日 平成29年8月23日
④出身地 南九州市知覧町
⑤趣味 読書

⑥自己紹介

はじめまして、8月に鹿児島県会に入会した寺園渉と申します。平成26年度に司法書士試験に合格しました。2年程福岡県の司法書士法人で勤務し、この度出身地の南九州市知覧町で開業致しました。

⑦今後の抱負

日々業務をこなす上で、知識、経験が全然足りていないと毎日痛感させられています。今後、業務をこなす上で、多くのことを学び、多くの経験を積み、一日でも早く、地元の皆様に頼られるような法律家になれるよう頑張りたいと思います。



- ①氏名 尾辻昭博
②事務所所在 南九州市知覧町郡16980番地3
③入会年月日 平成29年8月23日
④出身地 南九州市知覧町
⑤趣味 映画鑑賞、ゴルフ（最近始めました）

⑥自己紹介 平成28年度に合格し、平成29年8月に登録しました尾辻昭博と申します。配属研修では南さつま市の鎌田哲也先生に大変お世話になりました。祖父が税理士だったので税理士を目指していたこともありましたが、今は司法書士になって心からよかったです。

⑦今後の抱負 自分の知識や経験がまだまだ足りないことを痛感する毎日で、わからないことは同期に相談したり、先輩方にアドバイスをもらっています。

お客様から信頼される司法書士になれるよう、日々の勉強を怠ることなく、緊張感を持ってさまざまな業務を行っていきたいと思います。



- ①氏名 駒走夏子
②事務所所在 鹿児島市鴨池新町6番5号前田ビル5階
③入会年月日 平成29年10月5日
④出身地 鹿児島市
⑤趣味 食べることと寝ること

⑥自己紹介 平成27年度の試験に合格し、今年10月に登録をしました駒走夏子と申します。よろしくお願い致します。

私は大学卒業後、鹿児島のコピー機会社で事務職として13年勤務しておりましたが、第二子の出産を機に退職し、「育児と試験勉強を両立させること」を目標に掲げ、司法書士試験に本格的にチャレンジすることを決意いたしました。勉強中は、主人からは「落ちたら離婚！！」などと、発破をかけられ、正直「何で勉強を始めてしまったのだろう、会社員時代はあんなに楽しかったのに・・・。」と思う日々でしたが、そんな主人からの励まし（？）のおかげか、第三子出産2日目に病院から外出許可をもらい、無事口述試験を受け、どうにか合格を掴み取ることができました。合格したことでのホッとひと安心したと同時に、「もしや私は人生の運を全て使い果たしてしまったのでは!?」と少し心配な思いもあります（もちろん、運だけで合格できるような生半可な試験ではなかったのですが・・・）。そんな心配を早く払拭できるよう、日々精進して参りますので、ご指導ご鞭撻の程、よろしくお願い致します。

⑦今後の抱負 業務面では、まだまだ知識・経験ともに不足しており、周囲の方に支えてもらっているながらですし、勤務面では、子供の学校行事などの都合で、不規則な勤務時間になってしまいがちですが、これもまた自分の選んだ道！と自分を励ましながら日々育児と仕事の両立に向けて努力をしています。この努力が実を結ぶよう、早く独り立ちして、しっかりと（まずは基本的なことから）自分で判断・処理し、事務所スタッフのみならず地域の皆さんから信頼される司法書士になれるよう頑張りたいと思います。



- ①氏 名 吉田 哲久
②事務所所在 大島郡天城町大字兼久1378番地2
③入会年月日 平成29年11月1日
④出身地 大島郡天城町大字兼久
⑤趣味 読書、釣り、温泉巡り

⑥自己紹介 私は、出身地の兼久小学校を卒業して、高校、大学を鹿児島市で過ごし、昭和59年に上阪し、某司法書士合同事務所に補助者として勤務し、昭和62年に試験に合格翌年1月に登録しました。その後、勤務司法書士としてバブルの時代を経験し、約30年間大阪で登記実務に携わってきました。

⑦今後の抱負 現在、徳之島には司法書士が3名おられます、依頼者の要望を充足しきれていないと郷里の知人から聞いております。そのため、相続登記、田畠の売買による所有権移転登記が未登記のまま放置されているのが見受けられるということです。私は、これまでの登記実務の経験を生かし郷里の皆様のお役に立てるよう努力してまいりたいと思います。

- ①氏名は山中正夫といいます。
②事務所は何の所縁もない奄美市名瀬末広町11番11号401です。
③入会年月日 平成29年11月1日
④出身地は東京大田区です。
⑥自己紹介

30年と数か月神奈川県に所属してこの稼業に従事してきましたが、思うところがあり退会し1年半プラプラとしていました。
自分の生き様を確認したく、単身で来島し再度登録いたしました。
宜しくお願ひ致します。



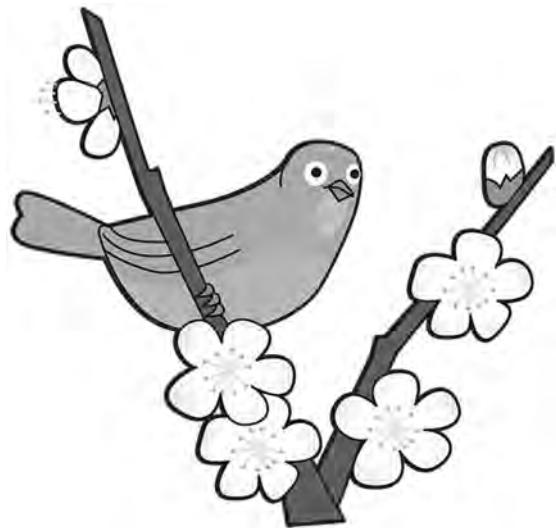
- ①氏 名 石橋 孝之
②事務所所在 鹿児島市平之町9番36号 野村ビル202号室
③入会年月日 平成29年11月22日
④出身地 神奈川県横浜市
⑤趣味 温泉巡り。鹿児島は最高です！

⑥自己紹介 横浜で約10年開業してきましたが、妻が結婚後も別居で鹿児島で働いていたところ、すっかり鹿児島が好きになり、どうしても横浜より鹿児島のほうがいい！

と言われ、思い切って鹿児島に来ることを決断しました。神奈川県での主な経歴は、青司協副会長、本会人権委員会委員長、リーガルサポート副支部長などです。

⑦今後の抱負

愚直にまじめに仕事をすることと信頼関係を第一にすることを、ずっと大事にしてきたので、また一からになりますが、同じように少しづつ鹿児島の皆様と信頼関係を作っていくたいと思っています。どうぞよろしくお願ひいたします。



鹿児島県司法書士会 会員の皆様

取扱保険種目のご案内

弊社は下記保険種目を取り扱っております。是非ご用命ください。

火災保険

自動車保険

個人年金保険

収入保障保険

司法書士賠償責任保険

個人情報漏洩保険(サイバー攻撃対応)

業務災害補償保険(使用者賠償責任補償)

損害保険・生命保険 代理店

有限会社 AFIコンサルタント

〒890-0036 鹿児島市田上台2-45-8

tel:099-264-6164 fax:099-264-6684

NEW

平成
29年版

一般社団法人 商業登記倶楽部編 商業・法人登記実務相談事例

商業登記倶楽部

2000問【上下巻】



価格・ご注文方法はホームページよりご確認ください!

好評
発売中!

いよいよ2000問、2分冊になりました! 様々な相談事例が満載です。添付のソフトでキーワード検索が可能です。

特徴①

一般社団法人商業登記倶楽部の実務相談室に寄せられた商業・法人登記に関する相談事例と回答の中から、重要な事例を約2000問セレクトしました。

特徴②

各事例、分野別、年度別に収録。添付CD-ROMの検索ソフトを利用すれば、自由なキーワードで目的の相談事例を瞬時に検索することができます。



司法書士システム“権”

最新バージョンアップ情報

案件カルテでTodoしませんか?

今日は何するんだっけ?
今週の予定は?案件カルテの進捗に予定日を入れておけば
今日の仕事を“権”がお知らせしてくれます。

[システム起動時にポップアップ通知]



もちろん、所員全員のTodoや業務毎の配分率も一目瞭然。事務所全体の仕事を見える化できます。

不動産取得税概算計算・
固定都税按分計算機能

レターパック追跡機能

Googleカレンダーと
連携

※不動産取得税は、地方税法等に基づいた概算額となります。最終的な納付額は、県税事務所や税理士等の専門家にご確認ください。



おかげさまで30周年!

感謝を込めてキャンペーン実施中!

期間：平成30年3月末日まで

キャンペーンの詳細は、弊社HP
をご確認ください。右記QR
コードからもご覧いただけます。

【開発元】



法律とコンピューター

株式会社リーガル。

本社 〒791-2112 愛媛県伊予郡砥部町重光 248-3 TEL 089-957-0494

福岡営業所 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2-5-19 サンライフ第3ビル 6F TEL 092-432-9078

<http://www.legal.co.jp/>

【販売店】

有限会社 シー・エス・ジー

〒892-0871 鹿児島市吉野町 10779 番地 95

TEL : 099-246-3079 FAX : 099-244-6828

法定相続情報証明制度対応 Welcome キャンペーン



不動産(権利)

- 不動産権利登記
- 債権譲渡・動産譲渡登記
- 供託手続
- 電子公証手続
- 成年後見登記
- 乙号申請

に係るすべての機能をご利用できます。

司Plazon不動産(権利)
基本使用権 12ヶ月 ▶ 1ヶ月あたり ¥5,000
(税抜)
キャンペーン価格 ¥60,000 (税抜)

司Plazon不動産(権利)
基本使用権 60ヶ月 ▶ 1ヶ月あたり ¥4,000
(税抜)
キャンペーン価格 ¥240,000 (税抜)

ご契約期間中に追加使用権の購入を希望される場合は別途ご相談ください。

- Plazonシリーズの操作方法に関するサポートも込み！
- Plazonプログラムのバージョンアップも込み込み！
- 司法書士電子証明書対応のSkyPDF® CA EDITIONをプレゼント！
(株式会社スカイコム製)
- リモートサポートに必須のSystemwalker LiveHelpもプレゼント！
(富士通株式会社製)

Point 1 法定相続情報証明制度に対応



Point 2 登記・供託オンライン申請システムに準拠

Point 3 登記情報提供サービスとのデータ連携

Point 4 「登記識別情報通知書」のQRコード読み込みにも対応

Point 5 ご利用期間中のバージョンアップ、電話サポートは追加費用なし！

申込受付締切日 2018.06.29

キャンペーン注意事項

- キャンペーン期間中のご注文に限ります。
- 1司法書士事務所様、または1司法書士法人事務所様において、司Plazon不動産(権利)が初回注文の場合のみ適用いたします。

司Plazonとはじめる happy 3 months

トライアルキャンペーンを実施中！

- 司Plazonの機能(登記業務、請求業務)がすべて込み！
- Plazonシリーズの操作方法に関するサポートも込み！

- Plazonプログラムのバージョンアップ※も込み込み！
- 上記すべてが込みで司Plazonを3ヶ月無料でお使いいただけます！

※トライアルキャンペーンご契約期間中のPlazonプログラムのバージョンアップや、ご利用・操作方法に関するサポートセンターへのご相談は追加費用無しでご利用いただけます。

キャンペーン注意事項

※キャンペーン期間中のご注文に限ります。

※1司法書士事務所様、または1司法書士法人事務所様につき、初回注文の場合のみ適用いたします。

申込受付締切日 2018.06.29

開発・販売元

日本電算企画株式会社
Plazon総合サービスセンター
<http://www.plazon.com/>

〒105-0001
東京都港区虎ノ門4-1-28 虎ノ門タワーズオフィス 6F
TEL: 03-6403-5094 FAX: 03-6403-5095

販売会社



心にグッとくる、愛あるスキルとサポートを
株式会社システムメディア
<http://www.sys-media.co.jp/>

〒891-0131 鹿児島県鹿児島市谷山港1-3-48
TEL: 099-284-2016 FAX: 099-284-2017
E-MAIL: info@sys-media.co.jp

大きく広がる 2in1Win 士業ネットワーク



不動産登記申請システム

01 登記情報請求・取込

- 登記情報取込機能で登記情報も、所有者情報も、図面も請求
- 取得したデータから申請書関連も簡単に作成

02 オンライン/書面両対応

- 書面申請はもちろん、オンライン申請も！簡単ワンタッチ切替
- 連件申請データも一括作成

03 請求システム・商業システムと連動

- 無駄なくデータを活用。1つのデータベースで一貫した請求データ管理が可能

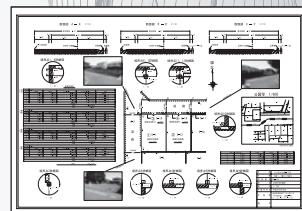
表示登記申請システム

01 調査報告書標準装備

- 登記情報を取込んで、境界確認等の書類作成から調査報告書、申請書まで一気に作成
- 登記申請に至らない事件も、専用の台帳で管理

02 図面作成機能 (※オプション)

- AutoCAD互換のIJCADを使用
- トラバース計算や定面積分割、座標変換など各種計算機能を装備



表示登記も、建物図面も、土地図面もこれひとつ！

相続管理システム

01 遺産承継管理 NEW

- 受託内容から業務フローを自動生成、進捗管理
- 財産配分案の計算機能・立替金管理機能

03 財産情報管理

- 土地、建物を登記情報提供サービスから取込
- 上場株式の株価オンライン自動取得

02 各種シミュレーション

- 小規模宅地減額・二次相続
- 暦年贈与がある場合の相続税・財産分割

04 相続診断書作成

- 受託につながるプレゼン資料を作成
- デザインパターンの拡充



・難しい操作は一切不要！
人物の移動が指やカーソルで思いのまま！

Web版 家系図作成システム

株式会社ビービーシー
www.bbcinc.co.jp ビービーシー 検索

TEL. 03-5909-5772
東京都新宿区西新宿 6-5-1 新宿アイランドタワー 6階

東京
本社

大阪

名古屋

福岡

札幌

仙台

高松

広島

長年、司法書士業務支援システムに
たずさわってきたからこそ、できるさまざまな工夫が、

HITACHI
Inspire the Next

サムポローニアの 高い顧客満足度につながっています

「効率性」

「正確性」

「安全性」

サムポローニアの特長はこの3つに集約されています。

司法書士の仕事を考えた場合、これらを徹底してシステム化することがどれほど重要な
おわかりいただけると思います。

優れたシステムを活かすのは、優れたサポート。

システムだけでなくパソコンや複合機、セキュリティ機器の導入からその後の運用まで
トータルでサポートいたします！

サムポローニアを導入していただくことだけが、当社の役割ではありません。

システムを十分使いこなし、司法書士業務を効率化していただくことが当社の使命と考えています。当社でご購入いただいた情報機器についても、導入からその後設定、不具合のご相談までしっかりとサポートいたします。



システムラインナップ

受任管理システム	事件管理システム	登記情報管理システム
権利登記システム	相続財産管理システム	マンション登記システム
商業・法人登記システム	請求会計システム	表示登記システム
裁判業務システム	成年後見システム	
	動産譲渡システム	休眠抵当利息計算システム

2つの選択、クラウド型とパッケージ型。

情報セキュリティの面で安全性が高いことなどから、クラウドサービスが注目を集めています。

サムポローニアは司法書士向け業務総合支援システムとしては、はじめてクラウド型システムをご提供しました。

事務所のニーズに合わせて、クラウド型とパッケージ型からお選びいただけます。

The Pro-firm System Series
サムポローニア®8
CLOUD

個人情報を取り扱う司法書士事務所にとって、情報セキュリティは極めて大きな問題です。サムポローニアのクラウド型システムは、重要データがすべて外部のデータセンタに保管されるため、災害によるデータ紛失やパソコン盗難による情報流失のリスクを抑えることができます。またデータを共有できるので複数拠点で同時利用や外出先でのモバイル利用が可能となり、利便性が向上します。

The Pro-firm System Series
サムポローニア®8

パソコンにサムポローニアをインストールする従来型のシステムです。登記情報管理システムや相続財産管理システム、成年後見システム、請求会計システムなど、サムポローニア8のすべてのシステムがラインナップされています。事務所の仕事内容の変化に合わせて、段階的に導入することができます（クラウド型も同様）。

商品に関するお問い合わせ・ご相談受付

サムポローニア本部 営業部 TEL.03-5780-6978

営業所：東日本営業所／名古屋営業所／西日本営業所／九州営業所

◎ 株式会社 日立ソリューションズ・クリエイト

販売店 株式会社 さかのうえシステム

〒899-5653 鹿児島県姶良市池島町19番地3

電話番号 0995-70-0299

好評図書のご案内



事例でわかる戦前・戦後の 新旧民法が交差する相続に関する 法律と実務

家督相続人不選定・家附の継子の
相続登記、家督相続、遺産相続、絶家、隠居

末光祐一 著

2017年9月刊 A5判 344頁 本体3,200円+税

- 新旧民法の交差する相続に関する、判例・先例・実例を網羅した一冊。
- 具体的な94事例を収録・図表を多用し、相続開始時を基準に「誰が、どのように相続するか」がわかるよう、わかりやすく解説。
- 長期間相続登記がなされない放置不動産が増加している現在における必読書。



Q&A 空き家に関する法律相談

空き家の予防から、管理・処分、利活用まで

日本司法書士会連合会 編著

2017年7月刊 A5判 348頁 本体3,200円+税

- 本人・相続人・成年後見人・借地借家関係・事務管理者・近隣関係・自治体等からの相談を元にした解説書。将来の空き家予防や空き家の管理・処分・利活用、関連する様々な法的問題等、空家特措法上の「特定空家」だけでなく、総合的な視点からのQ&A全81問。



事例解説 農地の相続、農業の承継

農地・耕作放棄地の権利変動と農家の法人化の実務

高橋宏治・八田賢司 編著

大島俊哉・小森谷祥平・照本夏子・中村勧・福島聰司 著

2017年6月刊 A5判 324頁 本体2,800円+税

- 農家の“顧問”として、適切なアドバイスをするための一冊。
- 「後継ぎがない」「農地を手放したい」といったよくある相談から、「相続で農地を所有することになったものの、どうすればよいかわからない」、「耕作放棄地を別の目的で使うにはどうすればよいのか」といった困難な相談まで、年々増加する農地に関する相談に適切に対応するための情報をコンパクトにまとめた一冊。



第2版 Q&A 法人登記の実務 社会福祉法人

山中正登 著

2017年10月刊 A5判 356頁 本体3,200円+税

- 社会福祉法等の改正（平成29年4月1日施行）に対応。「経営組織の見直し」や「事業運営の透明性の向上」の措置に伴う、定款事項の変更や登記事項の変更に対応。影響のある登記実務につき解説を付し、登記申請書等は全面的に見直し。51問のQ&A形式で、わかりやすく解説。



家族信託契約

遺言相続、後見に代替する信託の実務

遠藤英嗣 著

2017年10月刊 A5判 352頁 本体3,300円+税

- 金融機関の理解を得られる信託契約の条項を詳解した上で、契約が機能するための留意点まで踏み込んで解説。依頼者への説明の要点など、後日トラブルにならないためのポイントも紹介。難しいとされる税制についても、想定外の課税を避けるためのヒントなどを中心に解説。



日本加除出版 〒171-8516 東京都豊島区南長崎3丁目16番6号 <http://www.kajo.co.jp/>
TEL(03)3953-5642 FAX(03)3953-2061 (営業部) ツイッターID:@nihonkajo



26年の
実績!

“市民の身近な法律家”
司法書士に欠かせない
“身近”な司法書士業務支援システム

司法くん®



鹿児島生まれの
司法書士業務支援システム

司法くん®

2つの
POINT!

開発から販売まで一貫！
圧倒的なコストパフォーマンス！

代理店を通さず、メーカーが直接ユーザーに販売するので、余分なコストがかからず、リーズナブルな価格を実現しました。

**サポートも鹿児島拠点なので
いざという時にも安心です！**

専門の知識を持った専属のサポートスタッフが、鹿児島本社に常時待機。急なトラブルの際にも即対応することができるので安心です。



JR鹿児島中央駅前の
南国センタービル内のフロアで、
開発から販売、サポートまで
一貫して行っています。

詳しくはHPをチェック！ システム別のデモ動画公開中！

HPはスマホ対応！お客様の声、多数掲載！

司法くん www.shihokun.jp

司法くんのFacebookページも情報が満載です！

■開発・販売・サポート



フリーダイヤル [通話料 無料] 携帯電話・スマートフォンからの
お電話は099-297-5101まで

0120-968-818 月～金曜日
(祝祭日除く)
9:00～17:30

メールからもお問合せいただけます。✉ p-siho@pyxos-jk.co.jp



| 本 社 | 〒890-0053 鹿児島市中央町18番地1 南国センタービル tel.099-297-5100 (代)
| 東日本支社 | 〒108-0074 東京都港区高輪3-24-18 高輪エンパイアビル tel.03-6277-0560
| 西日本支社 | 〒530-0004 大阪市北区堂島浜1丁目4-19 マニュライフプレイス堂島 tel.06-6131-8810

写真大募集!!

会報「司法書士かごしま」では、表紙に掲載する写真を募集します！

会報は、8月頃（定時総会特集号）と1月頃（新年号）の年2回発行しております。例年、発行時期の季節を感じることのできる写真を中心に掲載しておりますが、募集する写真ではテーマに制限を設けませんので、どしどしご応募下さい！

なお、写真のご応募は、事務局又は会報担当者までお願いします。

会員の皆様の自信作、心よりお待ちしております！！

【編集後記】

今回の「司法書士かごしま」新年号はいかがでしたか。

今号では、特別寄稿として、「九州地方更生保護委員会委員長表彰」を受彰された青年司法書士会の活動を寄稿していただきました。また、「私の前職」として、司法書士になる前の職業等について寄稿いただきました。私たちの知らないことも多く、興味深く読んでいただけたのではないでしょうか。

寄稿・協力していただいた皆様には、この場をお借りして御礼申し上げます。

発行担当：広報委員会 会報班

委員長 堂免公大／委員 田中喜久／委員 益崎広樹／委員 福嶋哲平

委員 水俣修一／委員 佐藤優希

発行年月日 平成 30 年 1 月 31 日

発 行 所 鹿児島市鴨池新町1番3号
司 調 センタービル3階
鹿 児 島 県 司 法 書 士 会
TEL(099)256-0335

印 刷 所 株式会社 プリンティング三州

司法書士による紛争解決機関

鹿児島県司法書士会調停センター

話し合いで
解決しませんか？

鹿児島県司法書士会では、市民のみなさまが抱える身近な紛争（トラブル）の解決を支援するために、法務大臣の認証を受けた紛争解決機関を設置しています。

ADR (Alternative Dispute Resolution) とは、裁判外紛争解決手続を意味しており、民事上の紛争を、当事者と利害関係のない公正中立な第三者（司法書士）が、当事者双方の言い分をじっくり聴かせていただき、専門家としての知見を活かしながら、柔軟な解決を図る話し合いの手続きです。

手続実施者報酬・合意成立手数料
無料キャンペーン

平成29年4月 1日～
平成30年3月31日

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
ADR実施手数料のうち、手続実施者報酬と合意成立手数料が
無料でご利用いただけます。

（申立事務手数料10,800円はご負担いただきます。）
ぜひあなたのお悩みにご活用ください。

ご近所と騒音で
トラブルになっている…

アパートの借主が
家賃を
払ってくれない…

友人に
貸したお金が
返ってこない…

数ヶ月前から
会社が給料を
支払ってくれない…

大家さんが
敷金を
返してくれない…

近所の飼い犬に噛まれ
ケガをしたが
治療費の話が進まない

解決したいけど、裁判まではしたくない・・・



あなたのお悩み、話し合いで解決しませんか



お問い合わせ先

鹿児島県司法書士会調停センター（認証番号第91号）

鹿児島市鴨池新町1番3号

TEL：099-256-0335

メール：jdk05735@nifty.ne.jp

H P : <http://www.shihou-kagoshima.or.jp/>

